

令和 7 年度に任期付職員、臨時的任用教職員、定数内非常勤講師、非常勤学校栄養職員が
受診する健康診断について

令和 7 年度 (新たな任用年度)	令和 6 年度 (旧年度)		受診すべき健康診断
一般任期付職員	令和 6 年度の状況は関係しない		<u>採用前健康診断</u> 及び <u>定期健康診断</u>
休業等代替任期付職員 臨時的任用教職員 定数内非常勤講師 非常勤学校栄養職員	川崎市立学校の教職員（下記参照）として任用されている。 ・ 正規教職員 ・ 再任用フルタイム ・ 臨時的任用教職員 ・ 休業代替任期付職員 ・ 非常勤講師等	採用前健康診断又は教職員定期健康診断を受診していない。	<u>採用前健康診断</u>
		採用前健康診断又は教職員定期健康診断を受診している。	定期健康診断 ※但し、任用と任用の間に 1 日でも任用されていない期間がある場合は <u>採用前健康診断</u>